

第十五回国会 厚生委員会 議院 厚生委員會議録 第五号

昭和二十七年十二月十五日(月曜日)
午後一時五十七分開議

出席委員

委員長 平野 三郎君
理事 大石 武一君 理事 野澤 清人君
理事 堀 三郎君 理事 長谷川 保君
新井 京太郎君 勝俣 稔君
永山 忠則君 日高 忠男君
吉江 勝保君 亘 四郎君
佐藤 芳男君 高橋 順一君
島上善五郎君 柳田 秀一君

出席國務大臣

厚生大臣 山縣 勝見君

出席政府委員

厚生事務官 高田 正己君
(兒童局長)

委員外の出席者

厚生事務官(兒
童局長) 内藤 誠夫君
專門員 川井 章知君
專門員 引地亮太郎君
專門員 山本 正世君

十二月十日

委員鈴木義男君辞任につき、その補
欠として淺沼稻次郎君が議長の指名
で委員に選任された。

同月十一日

委員淺沼稻次郎君辞任につき、その
補欠として鈴木義男君が議長の指名
で委員に選任された。

十二月十二日

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正
する法律案(内閣提出第六号)(參議
院送付)
あん摩師、はり師、きゆう師及び柔

道整復師法及び診療エックス線技師
法の一部を改正する法律案(内閣提
出第七号)(參議院送付)

同月十五日
母子福祉資金の貸付等に関する法律
案(青柳一郎君外二十五名提出、衆
法第一三三号)

同月十日
未復員者給与法の適用患者に生活扶
助料支給に関する請願(山下春江君
紹介)(第五四〇号)

未帰還抑留者及び留守家族救護法制
定に関する請願(加藤高藏君外二名
紹介)(第五四一号)

同(塚原俊郎君紹介)(第五四二号)
同(古井喜實君紹介)(第五四七号)
同(白濱仁吉君紹介)(第五五七号)

同(成田知巳君紹介)(第五七七号)
元満洲開拓犧牲者遺族等の援護に関
する請願外二件(松岡俊三君外七名
紹介)(第五七九号)

同(今村忠助君外三十六名紹介)(第
五九八号)

同月十一日
戦没者遺家族年金申慰金支給促進に
関する請願(山口シヅエ君外三名組
介)(第六四四号)

未帰還抑留者及び留守家族救護法制
定に関する請願(山下春江君紹介)
(第六六五号)

同(大石武一君紹介)(第七三七号)
同(中助松君外三名紹介)(第七三八
号)

国立千葉療養所看護婦宿舍建設に関
する請願(白井莊一君紹介)(第七三
五号)

国立高田病院の施設整備に関する請
願(塚田十一郎君紹介)(第七三六号)
清掃施設整備に対する財源措置に関
する請願(山下春江君紹介)(第七四
〇号)

同月十三日
部落問題対策特別委員会設置等に関
する請願(水谷長三郎君紹介)(第八
一五号)

国民健康保険再建普及に関する請願
(金子重郎君紹介)(第八五二号)

未帰還抑留者及び留守家族救護法制
定に関する請願(山手満男君紹介)
(第八八九号)

同(三池信君紹介)(第九〇六号)
日雇労働者の健康保険法制定に関す
る請願(平野三郎君紹介)(第八九〇
号)

應予防法の一部改正等に関する請願
(小林絹治君紹介)(第九〇七号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件
母子福祉資金の貸付等に関する法律
案(青柳一郎君外二十五名提出、衆
法第一三三号)

○平野委員長 これより會議を開きま
す。

まず先刻當委員会に付託になりました
た母子福祉資金の貸付等に関する法律
案を議題とし、審査に入ります。まず
提案者を代表して野澤清人君より趣旨
の説明をお聞きしたいと存じます。野
澤清人君。

母子福祉資金の貸付等に関する法
律案
母子福祉資金の貸付等に関する
法律

(目的)
第一条 この法律は、配偶者のない
女子であつて現に児童を扶養して
いる者に対し、資金の貸付を行う
こと等により、その経済的自立の
助成と生活意欲の助長を図り、あ
わせてその扶養している児童の福
祉を増進することを目的とする。
(定義)

第二条 この法律において「配偶者
のない女子」とは、配偶者(婚姻
の届出をしていないが、事実上婚
姻関係と同様の事情にある者を含
む。以下同じ。)と死別した女子で
あつて、現に婚姻(婚姻の届出を
していないが、事実上婚姻関係と
同様の事情にある場合を含む。以
下同じ。)をしていない者及びこれ
に準ずる左の各号の一に掲げる女
子をいう。

一 離婚した女子であつて現に婚
姻をしていない者
二 配偶者の生死が明らかでない
女子
三 配偶者から遺棄されている女
子
四 配偶者が海外にあるためその
扶養を受けることができない女
子
五 配偶者が精神又は身体障害
により長期にわたつて労働能力
を失っている女子

六 前各号に掲げる者に準ずる女
子であつて政令で定める者
2 この法律において「児童」とは、
二十歳に満たない者をいう。
(借主及び貸付の種類)

第三条 都道府県は、配偶者のない
女子であつて、民法(明治二十九
年法律第八十九号)第八百七十七
条の規定により現に児童を扶養し
ている者(以下「配偶者のない女子
であつて現に児童を扶養している
者」という。)に対し、左の各号に
掲げる資金を貸し付けることがで
きる。

一 事業を開始するのに必要な資
金(以下「事業資金」という。)
二 就職に際し必要な資金(以下
「支度資金」という。)

三 事業を開始し、又は就職する
ために必要な知識、技能を習得
するのに必要な資金(以下「技能
習得資金」という。)

四 技能習得資金の貸付を受けて
前号に規定する知識、技能を習
得している期間中の生活を維持
するのに必要な資金(以下「生活
資金」という。)

五 事業を継続するのに必要な資
金(以下「事業継続資金」とい
う。)

六 その扶養している児童に学校
教育法(昭和二十二年法律第二
十六号)第一条に規定する高等
学校若しくは大学に就学させ、
又は医師法(昭和二十三年法律

第二百一十一号 第十一条に規定する実地修練（以下「実地修練」という。）を受けさせるのに必要な資金（以下「修学資金」という。）

七 その扶養している児童が事業を開始し、又は就職するために必要な知識、技能を当該児童に習得させるのに必要な資金（以下「修業資金」という。）

の貸付により知識、技能を修得している児童が当該習得を終了するまで、その者に対して修学資金又は修業資金の貸付を継続して行うことができる。但し、修業資金については、その者が二十歳に達した後は、この限りでない。

（貸付金額の限度）

第四条 前条の規定により貸し付ける資金（以下「貸付金」という。）の額は、左の各号に掲げる通りとする。

一 生業資金の貸付は、五万円以内

二 支度資金の貸付は、一万五千円以内

三 技能習得資金の貸付は、知識、技能を習得する期間中二年をこえない範囲内において月額千五百円以内

四 生活資金の貸付は、技能習得資金の貸付を受けて知識、技能を習得している期間中本人につき月額千円以内及びその扶養している児童一人につき月額五百円以内

五 事業継続資金の貸付は、一回につき三万円以内

六 修学資金の貸付は、高等学校に就学する者に係るときは、就学期間中月額五百円以内、大学に就学し、又は実地修練を受けている者に係るときは、就学期間中又は実地修練の期間中月額二千円以内

七 修業資金の貸付は、児童が知識、技能を習得する期間中二年をこえない範囲内において月額千五百円以内

（貸付方法及び利率）

第五条 貸付金の償還期限は、生業資金については据置期間経過後四年以内、支度資金及び修業資金については据置期間経過後五年以内、技能習得資金及び生活資金については据置期間経過後十年以内、事業継続資金については二年以内、修学資金については据置期間経過後二十年以内とし、償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとする。但し、貸付金の貸付を受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

2 貸付金の利率は、年三分とする。但し、据置期間中は、無利子とする。

3 第一項の据置期間は、生業資金及び支度資金については貸付の日から一年間、技能習得資金、生活資金及び修業資金については知識、技能を習得する期間が満了して後六箇月を経過するまで、修学資金については当該修学資金の貸付により就学した者が当該学校を卒業して後（その者が引き続き修学資金の貸付により大学に就学した場合又はその者が若しくは当該引き続き修学資金の貸付により大学に就学し、又は実地修練を受ける場合においては、最終の大学を卒業し、又は実地修練を終了した後）六箇月を経過するまでとする。

（保証人）

第六条 貸付金の貸付を受けようとする者は、保証人を立てなければならぬ。

2 前項の保証人は、貸付金の貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第九条の規定による違約金を包含するものとする。

（貸付の決定）

第七条 都道府県は、貸付金の貸付の申請があつたときは、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第八条に規定する都道府県児童福祉審議会（以下「都道府県児童福祉審議会」という。）の意見を聞いて、貸し付けるかどうかを決定しなければならない。

（一時償還）

第八条 都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が左の各号の一に該当する場合においては、第五条の規定にかかわらず、当該貸付を受けた者に對し、いつでも貸付金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

一 貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき。

二 虚偽の申請その他不正な手段により貸付を受けたとき。

三 償還金の支払を怠つたとき。

第九条 都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつたときは、延滞元利金額百円につき一日四銭の割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。但し、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない事由があるとき認められるときは、この限りでない。

（貸付の停止）

第十条 都道府県は、左に掲げる場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聞いて、将来に向つて貸付金の貸付をやめることができる。

一 貸付金の貸付を受けた者が第八条第一号又は第二号に該当する場合

二 貸付の目的を達成する見込がないと認められる場合

（委任事項）

第十一条 第三条から前条までに定めるものの外、貸付金の貸付の手續、貸付金の償還その他貸付金に關する必要な事項は、政令で定める。

（特別会計）

第十二条 都道府県は、この法律による貸付金の貸付を行うについては、特別会計を設けなければならない。

2 前項の特別会計においては、一般会計からの繰入金及び第十三条第一項の規定による国からの借入金並びに貸付金の償還金（利子及び第九条の規定による違約金を含む。以下同じ。）及び附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金をもつてその歳出とする。

（国の貸付）

第十三条 国は、貸付金の財源として、都道府県が特別会計に繰り入れる金額と同額の金額を、無利子で、都道府県に貸し付けるものとする。

2 都道府県は、この法律による貸付金の貸付業務を廃止したときは、その際における未貸付額及び

その後において支払を受けた貸付金の償還金の額の二分の一に相当する金額を、政令の定めるところにより国に償還しなければならない。

3 第一項の規定による貸付の手続に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

(貸付業務の報告)

第十四条 都道府県知事は、この法律による貸付金の貸付業務の状況に關し、厚生省令の定めるところにより、厚生大臣に報告しなければならない。

(母子相談員)

第十五条 都道府県に母子相談員を置く。

2 母子相談員は、配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者に対し、身上相談に應じ、その自立に必要な指導を行う等これらの者の福祉の増進に努める。

3 母子相談員は、社会的信望があり、且つ、前項に規定する母子相談員の職務を行うのに必要な熱意を持つてゐる者の中から、都道府県知事が任命する。

4 母子相談員は、非常勤とし、その職務を行うのに必要な費用の弁償を受ける。

5 この法律により母子相談員に要する費用は、都道府県が支弁し、国は、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

(売店等の設置の許可)

第十六条 国又は地方公共団体の設置した事務所その他の公共施設の管理者は、配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者

からの申請があつたときは、その公共施設内に於いて、新聞、雑誌、たばこ、事務用品、食料品その他の物品を販売し、又は理容業、美容業等の業務を行うために、売店又は理容所、美容所等の施設を設置することを許すように努めなければならない。

2 前項の規定により売店その他の施設を設置することを許された者は、病氣その他正当な理由がある場合の外は、みづからその業務に従事しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する売店その他の施設を設置及びその運営を円滑にするため、当該都道府県の区域内の公共施設等の管理者と協議を行い、且つ、公共施設における売店等の設置の可能な場所、販売物品の種類等を調査し、その結果を配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者に知らせる措置を講じなければならない。

(専売品販売の許可)

第十七条 日本専売公社は、配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者がたばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号)の規定による製造たばこの小売人の指定を申請したときは、同法第三十一条第一項各号の一に該当する場合を除き、その者を製造たばこの小売人に指定するように努めなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定により小売人に指定された者について準用する。

附 則

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第六中 肥料検査員

を 母子相談員 肥料検査員 に改める。

3 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十條中第七号の次に次の一号を加える。

七の二 母子相談員に要する経費

○野澤委員 ただいま提案になりました母子福祉資金の貸付等に関する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

御承知のように、配偶者のない女子、なかんずく子供をかかえた母親が、自力で生活して参りますには、経済的にも精神的にも、幾多の困難が伴ひがちであることは申すまでもないのでございませう。これらの母子世帯にあたつかい保護の手を差延べることは、その母親の自立の上からも、またその家庭に育てられてゐる児童の福祉の上からも緊急な問題でございまして、国や地方公共団体はその責任上一日もゆるがせにすることのできない事項であると存する次第であります。

しかるに、これらの母子世帯に対する従来の施策といたしましては、戦前は、母子保護法によつて十三歳未満の子を有する母子世帯に対する生活費の

支給等の保護がなされて来たのであります。が、昭和二十二年生活保護法の制定に伴い、母子保護法も同法に引継がれて、国民平等の原則のもとに、母子に対する福祉の諸施策等もまた主として、この生活保護法の見地に基いて行われることとなり、その及ばざる部分は児童福祉法による母子寮、保育所等の活用、軍人、軍属の遺家族である母子に対する戦傷病者戦死者遺家族等援護法による措置、その他税制上の配慮等々によつてわずかに糊塗されておる実情なのであります。第二次大戦に直接、間接に起因して激増した母子世帯は、戦後の特異な社会経済事情に影響されて、一般的にその生活はますます困難をきわめておるのであります。が、せつかく独立歩歩の生活意欲に燃えながら、事業の開始、児童の就学等について資金融通の道がないため、生活内容の改善、向上をはかるに由なく、やがては生活保護の該当者に転落の一步手前と申すような不安な境遇にさらされてゐる者は、さうぶる多い実情でございまして、最近の調査によりましても母が生計の中心となつてゐる母子世帯のうちの、生活保護法による保護を受けてゐるものは全体の二八%を占め、その他の世帯につきましても、生活に余裕ありと認められるものは総数のわずかに四%にすぎず、その他はすべて生活に余裕がないとか、あるいは辛うじて生活してゐるといつた窮状を訴えてゐるのでございませう。これらの母子世帯に対し、国と地方公共団体との責任において、生業資金、修学資金その他の必要な資金をきわめて低利に、その実情に則して貸し付けること等の施策によつて、母子世帯の経済的自立の助成

と生活意欲の助長をはかり、母子の福祉の増進を期することはまさに喫緊の要務と申さねばなりません。

ここに、かねがみ第十三国会において本委員会が特に小委員会を設け、母子世帯の保護施策について慎重審議の末、母子世帯に対する福祉資金の貸付法案を作成いたしましたのであります。本国会に入りまして、再び母子福祉に關する小委員会を設置し、前回の法案を原案として約十日間にわたり連日熱心な討議が行われたのであります。その結果、ただいまお手元に配付いたしましたような法律案の成案を得まして、ここに各位の御審議を煩わすこととなつた次第でございませう。以上が本法案提出の理由でございませう。

次にこの法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に対象の点であります。この法律による援護を受ける対象は、配偶者と死別した女子で現に婚姻をしていない者及びこれに準ずる事情にある女子であつて、しかも現に二十歳未満の児童を扶養している者であります。

第二に資金貸付制度の内容につきまして申し上げます。一定の限度をもつて貸し付けようとするものであります。すなわち事情を開始するに必要な生業資金の貸付は五万円以内、就職に際し必要な支度資金の貸付は一万五千元以内、事業を開始するために知識技能を習得するのに必要な技能習得資金の貸付は月額千五百円以内、右の技能習得資金の貸付を受けている期間中の生活を維持するのに必要な生活資金の貸付は、その期間中本人につき月額千円以

内及びその児童一人につき月額五百円以内、事業を継続するのに必要な事業継続資金の貸付は一回につき三万円以内としたし、また児童を就学させるのに必要な修学資金の貸付は高等学校月額五百円以内、大学または医師実地修練月額二千円以内、児童が事業を開始するために知識技能を習得させるのに必要な修業資金の貸付は月額千五百円以内としたのである。

以上がこの法律案の概要であります。が、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望する次第であります。

○平野委員長 次に本案についての政府に対する御発言等があれば許可いたします。御発言はありませんか。

次に本案の討論に入ります。通告によりまして高橋順一君。

○高橋順一委員 私は改進黨を代表して、簡単に本法案に賛成の意見を述べたいと思ひます。

第四に、都道府県に母子相談員を置くこととしたのでありますが、貸付金制度の利用その他母子世帯に派用するものゝ問題について身上相談に及び、その精神的支柱となつてその自立に必要な指導等に当らせることといたそうとするものであります。国は、この母子相談員に要する経費の二分の一を負担することにいたしてあります。

め、売店または理容所、美容所等の提供に努力させるようにいたしておるのではありません。また日本専売公社に対しては、これらの母子世帯を製造たばこの小売人に指定するについて、特に努力するように規定を設けておる次第であります。

昭和三十五年の国勢調査によりますと、夫と死別した婦人の数は約五百万人で、その中十八歳未満の子をかかえてゐる者が約百八十八万人と推定され、また最年長子が十八歳未満の母子世帯の数は、昭和二十四年に厚生省児童局が行つた調査によりますと、六十一万二千八百世帯で、現在ではその数が約八十萬世帯といわれているのであります。これら多数の弱き女性が、おむね子供をかかへ精神的にも経済的にも重荷を背負つて生活のため苦闘を續けているありさまは、まことに見るに忍びざるものがあるものであります。国民協同を理念とする日本国において、これにあたにかい救いの手を差延べないでこのまま放置することは、断じて許さるべきではありません。福祉国家を理念とする日本国の協同体制の根本は、夫婦の協同生活であり、夫婦は互いに助け合ふなければならぬ。夫婦互に助け合ふことを要請しつつ、そしてそれを期待しつつ、そこに国民の幸福追求の道が開かれて行くものとするのであります。夫婦が物的に心的に互いに協同する生活を完うするところに、人生の幸福があるのであります。もし不幸にして人生の中途においてその協同者を失ひたるときは、その者に対し公共団体ないしは国家がかわつて協同者として物質的に精神的に扶助して行かなければならず、そのことが政治的に当然のこととされているのであります。これが日本国の協同体制であります。これが現実政治の上に顕現されるところに福祉国家たるゆえんがあり、ここに政治の崇高性があるのであります。またかくてこそ愛情の政治である民主政治が確立されるのであります。従つてわれゝが今問題としております夫と死したる協同者を失ひ、かつ子供をかかへ生活に苦しむ、前途に不安を持ち、暗澹たる日を送つてゐる多数の人達に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長をはかり、その福祉を増進することは、けだし当然のことといふべきでありまして、本法案のごとき法律を制定することは、まさに時宜を得たるものであります。

もとい母子福祉の道は本法案のごときをもつて足れりとするものではありません。むしろこれはその第一歩であります。われゝはこの法を出発点として、母子福祉法を国家の理想に向つて発展せしめなければならぬのであります。本法は実に完全なる母子福祉法をつくるための橋頭堡でありま

の毒な母と子の生活の実態は、議員諸公がすでに御存じの通りでございます。男子でも生活困難な敗戦下の社会情勢の中で、生活能力を持たぬ夫を失つた婦人が、年少の児童を道連れに母子心中をして、国や社会に死の抗議をいたしました例は枚挙にいとまがございせん。血を売つて子供を食へさせて来た実例も非常に多く、私たちの手元に請願や陳情が山積して参りました。料理屋、旅館、バーなどに働らく女性の八〇名までが、幼な子をかかへた戦争未亡人であるといわれておりますのを見て、いかに特殊技能なく、その生活に困り抜いてゐるかがわかるのであります。私は、歴代の厚生大臣や政府にこれら母子世帯に対する施策を難詰して、反省と善処を求めて参りましたが、生活保護法、児童福祉法でもつてこと足れりとし、財政の許さぬを方介として今日まで見て見ぬ振りをして参つておりました。

御存知の通り、今日でこそ男女同権といわれ、政治への参加を許されました日本の女も、かつて古い政治の下でいかなる扱いを受けて参つたかは、いままさ申すまでもありません。社会人の一人として公平な権利を与えられて参りませんでしたから、その生涯の生活根柢は親であり、夫であり、老後は子供に依存して参つたのでございませう。自分の力で夫なき後、二人三人の子供をかかえて社会を泳ぎ切る未亡人はほとんどございせん。これは封建的な日本の社会や政治が、女をかく育て、生活能力なきものにしてしまつたのであります。戦前までは結束の力さえも知らなかつた婦人が、戦後苦しい生活に直面

し、大同団結して、国や社会におのが立場を披瀝して、その要求を叫ぼうと、全国未亡人協議会などを組織して、子供たちをみずからの力で守らうと立ち上つたことは、女性の大きな進歩で、生活力を持たぬ未亡人ばかりをつくつた過去の日本の政治の償いとして、母と子を法で守るの力が、母子福祉法実現を望み、その運動は過去七箇年続けられて参りました。国会でもこの声を代弁して、再三決議し、政府に善処方を要求して参りました。年々行われる婦人週間、母の日などの世論調査は、必ず母子世帯を救うべきであると強く叫ばれ、また全国的未亡人大会や社会福祉大会、児童福祉大会、民生委員大会などでも、必ず母子福祉法実現方を決議して参りました。しかるに与論を無視して法的保護がなされなかつたことは、政治の貧困以外の何ものでもありません。

辛うじて生活保護法の対象として保護を受けている世帯は十七万三千世帯であり、さらに何とか保護を受けたいと頼み出ても、どうしても予算がないから保護できぬと、地方の窓口で断られていく母子世帯が三十五万世帯くらいあると私は記憶しております。またどうにか一人立ちして働いて、子供を食わせている母の職業収入は、本年九月厚生省の二万一千七百二十六世帯につき調査したところによれば、月額五千円以下のものが一万五千六百世帯で、その四分の三を占めており、最低賃金八千円確立が叫ばれております。今日いかにみじめな生活をしているか、年末労働攻勢をやる人々にさえも、はるかに及ばないものなることを知らねばなりません。要保護を願ひ出ても聞き入れ

られない三十五万世帯と、要保護すれずのボーダライン家庭等を合せて五十万母子家庭の問題は、現行の生活保護法、児童福祉法ではどうしても解決できなかつた。これは憲法の基本的な権利にもとるゆゆしき、政治問題であります。真剣な検討を加えて、社会保障の建前に立ち、当然母と子を物心両面にわたり、国の義務として守らねばなりません。

先進国の社会保障制度のそれを見て、先づかなごとく、父なき母と子の世帯は、寡婦年金、遺児手当、母子相談施設の設置または職業補導訓練、免税、住宅施策など、あらゆるものを統合した福祉行政が、母子不可分の理念として単独立法されるか、または社会保障制度の中に実現されなければなりません。他国の例を待つまでもなく、日本政府みずからが設置して、その答申を遵守しなければならぬはずのわが国社会保障制度審議会は、その答申案の中に寡婦年金制度として、無難な年金をすでに四年前に勧告しているのではありません。吉田内閣はこれを馬耳東風と聞き流し、怠慢もはなはだし無為無策を続けて参つたのであります。文化国家のバロメーターともいふべき社会保障制度そのものを手がけず、同時に母子世帯をも捨てて省みなかつたのであります。

よりやくにして本日議員提案となりました本法案は、母と子をせめて一つの屋根の下に同居せしめ、資金の貸付等を行うことにより、その経済的自立の助成と生活援助をはかり、あわせて児童の福祉を増進しようというのであります。父なき子供の基本的な人権を守るためには、その子を母の膝元から離し

てはなりません。父なき母と子の家庭は、国が父となつて母と子を守るのでなければならぬというのが、わが党の主張であります。やむを得ずわが子を親戚や知人に預けて、母はその子を手元から離し、遠く別れて子供の養育費をかき、その仕送りをしていくというのが未亡人母子の実情でありまして、泣きの涙のこの人たちの状態を見ると、児童憲章も空文と言えましよう。幾分でも、この矛盾を解消するため資金、技能修得資金、また技能修得中の生活資金、さらに事業経済資金、加えて児童の就学、修業資金等の貸付が、不満足ながらも実現しますことは、全国百八十万の未亡人母子への大きな福音であります。但しその財源が僅少で、全額国庫で賄い得ず、国と都道府県が折半しなければならなかつたことは残念であります。

こいねがわくは、地元の衆望によつて選ばれた各都道府県の民選知事が、本法案の意とするところを了とせられ、全国都道府県一つも漏れることなく実施されるよう、切に望んでやみません。特に厚生大臣に強く要望いたしますのは、貸付資金のせめて五十億円確保であります。厚生省が目下二十八年度予算の中で、大蔵省へ要求している額はわずかに九億円余りと聞いておりますが、それではとうてい救済するのことはできません。いたゞちに経済理論に走り、資本主義を固執する吉田内閣の欠陥は、万人認めるところの民主不安定政策であります。思想問題も、青少年犯罪防止も、社会の秩序維持も、警察強化によるピストルの威圧で解決

するものではありません。人間性に立脚した愛の政治が忘れられてはなりません。幸い五人や十人死んでも云々の池田元通産大臣も今はなく、政策の方に向転も期待される折柄、全生命を打ち込んで貸付資金の五十億獲得に成功していただきたい。

最後に、次期国会には、必ずや全国的な母子福祉法の立法化、あるいは社会保障制度の実現によつて、父なき不幸な子供があたにかい政治の中で育つて、全国百八十万未亡人母子世帯の代弁といたします。

○長谷川(保)委員 ただいま上程せられました母子福祉資金貸付等に関する法律案について、私は日本社会党を代表して賛成せんとするものであります。

一般に一家の支柱たる男子を失つた家庭が、物心ともに困難な生活をされることは申すまでもありませんが、これに長期にわたる戦争と、戦後の混乱窮乏せる社会において、これら母子世帯の渡世の困難は筆舌に尽せぬものがあります。このゆえに戦後の保護的的法律や施設が急速に整備せられ、これら母子家庭のために多くの努力をして参つたのであります。今日なおあの不徹底な生活保護法による全被保護世帯の二分の一以上が母子家庭である実状を思うとき、新憲法の精神を実現するためには、いま一段の努力を傾倒すべきことは当然であります。

私はこの際、二、三の点についてわが党の意見を率直に申し述べてみたいと存じます。すなわち、第一にこの母子福祉資金貸付等に関する法案は、今日の政治、財政事情ともならみ合せ

て作成せられたものであり、将来必ず完成せらるべき母子福祉法の橋頭堡として制定せらるべきものと考えるのであります。同僚議員諸君並びに政府当局の御協力を得て、あと限りすみやかに寡婦年金及び遺児年金、婦人団体法、その他あらゆる母子福祉に関する完全なる母子福祉法を制定せんことを望むものであります。第二に、この法律によつて貸し出される金額は、初年度大体十八億円と考えられますが、今日この種資金の需要を満たすためには、この約五倍、約百億円を必要とすべく、これを将来に必ず実現せられるよう期待するものであります。第三に、本法案中保証人、貸付条件等の条項は必ずしも満足のものではありません。この種法文は行政の末端におきましては、とかく血も涙もない官僚的形式主義によつて法律の精神が死んでしまふものであります。この点母子相談員の適否は、この法律の生死を決するかなめと申すべく、法の実施にあたり行政当局の十分の御配慮を願うものであります。

完全なる母子福祉法の近き将来における制定を強く期待しつつ、本法案に賛成するものであります。

○平野委員長 以上で討論は終了したものとし、なお討論の申出がありませんが、本会議との関係上、時間に余裕がありませんので、後刻書面でも提出願ひ参照とし会議録に掲載いたしますから御承認願ひます。これより母子福祉資金の貸付等に関する法律案の採決に入ります。本案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○平野委員長 御異議なしと認めまして、本案は原案の通り可決いたしました。

なお本案に関する委員会報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、そのように決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○平野委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

本日はこれをもつて散会いたします。次会は公報をもつて御通知いたします。

午後二時十三分散会